

# 休日・時間外受講証明書

平成 年 月 日

石川労働局長 殿

所在地  
事業所名  
代表者  
役職名 印

1 講習等名称	
2 実施期間	平成 年 月 日( ) ~ 平成 年 月 日( )
3 講習実施機関名	

上記講習等について、受講期間中に当事業所の休日・時間外受講が含まれており、次のとおり取り扱っています。

## 記

※1. 2. 3. のいずれかに○をつけて下さい。

### 1. 振替休日を与えた

① 受講者氏名	②実施期間中の休日(曜日)	③ ②の振替休日を与えた日(曜日)
	平成 年 月 日( )	平成 年 月 日( )
	平成 年 月 日( )	平成 年 月 日( )
	平成 年 月 日( )	平成 年 月 日( )

注: 振替休日を与えた月の出勤簿(写)又はタイムカード(写)を添付して下さい。

### 2. 割増賃金を支払った

① 受講者氏名	②実施期間中の休日(曜日)	③割増賃金の算出方法と支払額(円)
	平成 年 月 日( )	
	平成 年 月 日( )	
	平成 年 月 日( )	

注: 割増賃金を支払った月の賃金台帳(写)を添付して下さい。

注: ③欄は割増賃金の算出方法と支払額を記載して下さい。(下記は法定休日に受講させた場合の例です。)

例: 月額○○○○÷○○時間(月所定労働時間)×○時間(休日労働時間)×1.35(割増割合)=○○○円

### 3. 上記1. 2.の処理はしなかった

**訓練期間中の全ての技能実習コース(経費助成・賃金助成)の助成金は受給できません。**

※所定労働日以外の休日及び所定労働時間外に実施する技能実習を受けさせた場合

「建設労働者確保育成助成金技能実習コース(賃金助成)では「受講日について振替休日を与えるか又は労働基準法に定める割増賃金以上(法定休日に当たる場合は35%以上、法定労働時間(週40時間)を超えた場合は25%以上)の賃金が支払われていること」が支給要件となります。

割増賃金の基礎に算入しなくてもよい手当

- ・家族手当
- ・通勤手当
- ・別居手当
- ・子女教育手当
- ・住宅手当
- ・臨時に支払われた賃金
- ・1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

※どのような名称を付けた手当であっても、実態がこの7種類以外の手当である場合は必ず割増賃金の基礎に参入しなければなりません。